前沢中学校部活動指導方針

令和元年５月２７日

１、部活動の意義及び目的

部活動の意義及び目的は、新学習指導要領に「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるように留意する」と規定されている。

部活動は学校教育の一環として行われ、スポーツや文化に興味と関心を持つ同好の生徒によって自主的に組織され、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツや芸能等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動である。

この活動は、教育の重要な側面を担っているので、教育課程に関連する学校教育の活動として位置づけ、青少年の心身の健全な発達を促し、「自治能力の育成」を図るものである。

２、指導の基本方針

（１）日常活動を通して、道徳的規範やその規範に準じる心構えや団結力、寛容・協力の社会性を培い、人間性の向上を図る。

（２）集団や個の力量や技能を磨き、体力の増進、忍耐などのたくましい精神力や豊かな感受性を養う。

（３）集団生活を通して、異年齢集団におけるより良い人間関係の育成と個性の伸長、自主性・社会性の発達を図る。

（４）定められた範囲内の時間で、計画的に活動させることのより自治的な力を養う。

（５）指導に関わるすべての人たちは、それぞれの立場から活動の意義を理解し、指導にあたり、教育的価値が損なわれないよう留意する。

（６）円滑な活動の推進を図り、生徒の学校生活に資するように努める。

３、部の構成

【運動部】　軟式野球　サッカー　ソフトテニス（男女）　バスケットボール（男女）
バレーボール（女）　バドミントン（男女）　卓球（男女）　剣道
柔道　ソフトボール（女）

【文化部】　吹奏楽　学芸　美術

４、所属について

（１）全員加入を原則とする。

（２）加入手続き　保護者承諾のもと、入部届を学校に提出する。

（３）所属変更

一度所属した部で３年間活動することを原則とする。ただし、特別な事情があり転部を希望する場合は、学級担任と保護者の指導と新旧部顧問の合意のもとに行う。

（４）部活動中の事故対応

部活動中に事故が発生した場合の補償として「日本スポーツ振興センター」「ＰＴＡ連合会」「学校安全互助会」の保険に全員加入とする。

５、部活動の組織並びに指導体制

（１）組織

①部長（他に副部長・キャプテン等）の選出方法は顧問に一任する。

②各部の部長で部長会を組織し、互選により部長会長を選出する。部長会は生徒会の組織に位置づけられる。

（２）指導体制

①教員が部顧問となり、職員会議及び学校長の承認のもとに、学校教育の一環として指導にあたる。

②顧問は常に部長や他のリーダーと連絡を密にし、意思疎通を図りながら青少年の心身の健全な発達を促し、「自治能力」の育成に努める。

③顧問は技術指導のため外部から指導者を要請する場合は、学校長が承認し委嘱する。８月に委嘱状を交付し、委嘱期間は原則１年とする。

④校地外で活動する場合には、顧問、部活動指導員、外部指導者（学校から委嘱された指導者）の監督の下で行い、校長の承認を得る。

⑤顧問は、年間指導計画を校長に提出する。また、毎月の活動計画および活動実績を作成し、月末までに校長に提出する。

６、活動日・活動可能時間・休養日・休止日・部活動延長について

（１）活動日・活動可能時間

①平日の活動時間

ア　部活動　１６：４０まで（完全下校１６：４５）

イ　校内スポ少、父母会練習は最大でも２０：００まで（片付けも含め）

②基準

週当たり２日以上の休養日を設ける。

ア　原則毎週月曜日を休養日とする。ただし、月曜日が休日の場合は活動可とし、代わりにその週の火から金の一日を月曜日の分の休日にあてる。

（例えば、学校行事が土曜日に開催され（部活動停止）、月曜日が土曜日の振替休日となった場合、月曜日の活動は可能とする。）

イ　原則毎週日曜日を休養日とする、ただし、三連休が月曜日や土日を含むものとなった場合は、３日のうち１日のいずれかを休養日とする。

ウ　学校行事等で部活動を必然的に休止しなければならない場合は別途活動日を設け、調整する。

一日の活動時間の制限

ア　平日は長くとも２時間程度とする。

イ　土日や祝日については３時間程度とする。（ただし、移動時間や休憩時間は除く）

③部活動延長について

中体連主催の大会及び吹奏楽部連盟主催の大会に出場する場合、文化部の文化祭に向けての活動延長は１か月前、それ以外の大会やコンクール等については、２週間前から学校長の許可を得て活動してもよい。ただし活動時間は１７：５５までとする。ただし、活動禁止日の活動は認めないこととする。

④長期休業中の活動は、原則日中の活動とする。ただし、指導体制や施設の使用等の理由で夜間に校内スポ少や父母会練習を行う場合は，日中は部単位で学習会等を主催するなどし、生活リズムが崩れないように配慮する。

⑤部活動休養日に大会参加等で活動する場合には、部活動計画・報告書に明記すること。なお、他の日に休養日を振り替えること。（月曜の場合は平日、土日の場合は休日）

※完全下校とは、片づけを終了し、活動場所を離れ帰路につくことを指す。

※活動可能時間は、学校行事や天候、不測の事態など学校の判断によって変更される場合がある。

※宿泊を伴う活動や遠征については、顧問は計画書を提出し、学校長の許可を得る。

（２）活動休止日

下記の日は活動しない。ただし、大会参加等やむを得ない事情がある場合は、学校長の許可を得て活動する場合もある。

①中間、期末テスト３日前、実力テスト２日前（朝練習も同様）

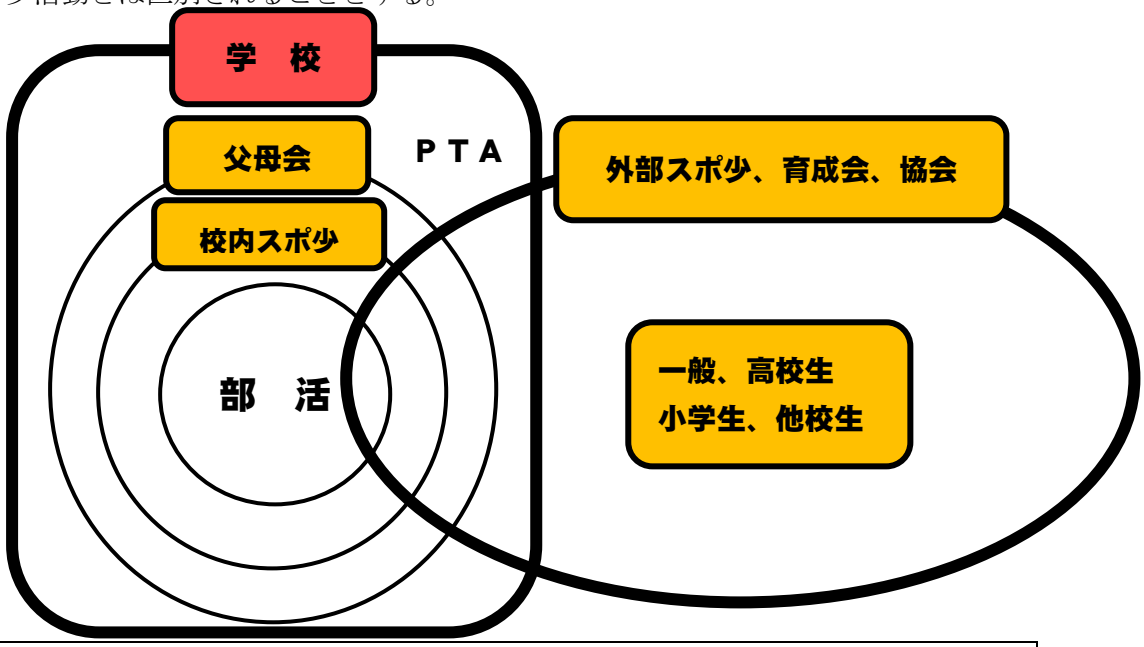
②年末年始６日間。（12 月 29 日～1 月 3 日）とお盆休み（8 月 13 日～16 日）

③毎週月曜日と日曜日（原則）

④学校が特に定める日（閉鎖措置期間等）

※「校内スポ少」とは

「校内スポ少」とは、練習時間を補完する等の目的で、部活動に引き続き同じメンバーにより行われる活動のことを指す。なお、小学生や高校生などが参加するスポ少活動とは区別されることとする。



奥州市教育委員会部活動方針規定

練習時間を補完する目的で、部活動に引き続き同じメンバーにより行われる活動（父母会・スポーツ少年団等）（以下、「部活動を補完する活動」という。）については、生徒の生活リズムや健康面の配慮から、市の方針を踏まえた活動になるよう、校長及び部顧問は主催者と連携を図る。

７、活動上の留意点

（１）活動費は生徒会費、ＰＴＡ活動費でまかなう。

（２）中体連主催の大会及び中文連・吹奏楽連盟主催の県大会以上についてはＰＴＡで補助する。協会主催等の大会参加に関わる費用については個人負担とする。

８、特設部について

（１）「特設部」とは、中体連主催の陸上大会や駅伝大会等に参加のために選ばれた選手で構成された組織を指す。

（２）普段、他の部活動に所属している生徒の参加が可能であり、個人の希望を優先する。

（３）選手選考や活動時間、活動日、大会参加の是非については、担当者を中心に職員全体の共通理解のもとに行う。

９、本校部活動以外の競技等について

普段学校で活動を行っていない競技（学校に部がない）でも、特例として大会参加を認める競技（水泳、相撲、スキー、スケート、ラグビー、体操、レスリング等）がある。本人と家庭との希望を受け、記録や実績等を考慮しながら、校内で協議した上大会参加を認める。なお、大会が授業日と重なっている際には、公欠申請を学校に届け、校長の承認を得ること。

１０、父母会組織

（１）必要に応じて部活動単位で父母会を組織することができる。

（２）父母会は保護者の組織であり、学校教育活動としての顧問の部活動指導を円滑に進めるための援助を目的とする。

（３）本校の部活動方針を理解し、父母会を組織するものとする。その際、父母会組織や活動内容について学校長に報告するものとする。

（４）父母会で父母会費を徴収する場合は、その金額と期間を明らかにし校長に報告するものとする。

（５）組織した父母会の代表（父母会長等）１名は「部活動父母会、コーチ等連絡会」の構成メンバーとなり、各父母会、学校との連携を図るものとする。

（６）「部活動父母会、コーチ等連絡会」の構成メンバーにＰＴＡ会長を含めるとともに、会の代表とする。学校側からは、校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、部活動担当が所属する。原則、年に２回（8 月、2 月）開催し、より良い部活動の在り方について意見交流を行う。

（７）夜間に父母会練習等を行う際は、必ず大人が最低一人は見守っている状態をつくる。生徒同士の人間関係のトラブルや心配な状況が見られる場合は、学校と連絡を密にし、体制の改善に努める。

（８）父母会活動中に事故が発生した場合は、各父母会で対応するものとする。（上記４の（４）の「日本スポーツ振興センター」「ＰＴＡ連合会」「学校安全互助会」は適用外となる。）

１１、その他

（１）顧問や外部コーチはスポーツ少年団や育成会事業など外部の活動に参加していない生徒（部活動のみ参加している生徒）が不利益を被ることがないよう、日々の部活動指導にあたる。

（２）中総体や新人戦などの中体連主催の大会、あるいは部活動単位で参加する各種大会等の選手の決定については外部コーチと相談の上、選手を決定する。最終決定は顧問が行い、校長が承認する。

（３）前沢中学校部活動方針については、保護者の声や父母会連絡会等の意見を参考にしながら、毎年度教職員等で検討、確認して校長の承認を得るものとし、その内容を保護者・外部指導者に周知する。

１２、施行日

本校部活動指導方針は、令和元年６月１日から施行するものとする。